

入沢豊議員に対し謝罪と反省を求める決議

所沢市議会議員政治倫理条例第5条（行為規範）第1号には、議員が遵守しなければならない事項として「市民全体の代表者として、品位と名誉を保ち、議会に対する信頼を損なわないこと」との定めがあるところ、この度、入沢豊議員が下記のような行為を行ったことが確認された。

記

1. 令和2年2月、プライベートの目的で韓国に渡航した際、議員に義務付けられている渡航届の提出を怠ったこと。
2. 令和5年6月定例会閉会後、自身のフェイスブック等において事実とは異なる内容も含め、これまでの議会運営や議会改革に対して批判的な投稿を繰り返し行ったこと。
3. 令和5年10月6日、所沢まちづくりセンターにおいて執り行われた所沢市戦没者追悼式の開式直前、島田一隆議長に執拗につきまとった上で恐喝ともとれるような発言を繰り返し、精神的苦痛を与えたこと。

これらの行為は市民全体の代表者である議員として相応しくない行為であり、議会に対する信頼を著しく損なうものである。

よって、入沢豊議員に対し、市民からの信頼を失墜させる自らの行為について真摯に謝罪と反省をするよう強く求めるものである。

以上、決議する

令和5年12月21日

所沢市議会